

岐阜市公契約条例の手引き



岐阜市

令和2年7月 作成

令和3年4月 改正

令和4年8月 改正

令和7年4月 改正

目次

1	はじめに	1
2	岐阜市公契約条例の用語の定義	2
3	岐阜市公契約条例の概要	3
4	岐阜市公契約条例施行要綱の概要	7
5	岐阜市公契約条例の適用範囲	9
6	労働環境報告書の作成・提出について	9
7	低入札価格調査制度について	10
8	労働者への周知について	12
9	労働者からの申出について	13
10	改善指導等	14

【資料】

労働環境報告書の作成・提出の流れ	15
労働者からの申出に関する手続きの流れ	16
参考：事業所掲示用「このお仕事で働く方へ」見本 (条例の趣旨及び概要)	17

【様式及び記入例】

様式第1号「労働環境報告書」	18
様式第2号「労働環境申出書」	20
様式第3号「労働環境申出書に対する報告書」	21
様式第4号「労働環境の改善を求める通知書」	22
様式第5号「労働環境改善報告書」	23

【条例・施行要綱】

岐阜市公契約条例	24
岐阜市公契約条例施行要綱	29

1. はじめに

岐阜市が行う工事や業務委託、物品調達等の契約（以下、公契約という。）においては、談合などの不正行為を防止し、公正性や競争性、透明性、品質の確保を図らなければなりません。

一方で、人口減少による担い手不足や事業者同士の過当な価格競争などに起因する入札不調の発生や、品質の低下などの問題が懸念される中、防災や減災など自然災害に備え、地域の安心・安全を確保するため、地域事業者の育成、地域で働く人々の適正な労働環境の確保など、地域において公契約の果たす役割がますます重要となっています。

このため、市と事業者等が一体となって、公契約に関する制度の適正な運用を図り、市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会及び地域経済の健全な発展のため、条例の制定を行いました。

この手引きは、岐阜市公契約条例にかかる入札や公契約を履行する受注者等が留意すべき点や事務手続きをまとめたものです。これらに関係する方はご一読をお願いします。

2. 岐阜市公契約条例の用語の定義

(1) 公契約

市が行う売買、賃貸、請負その他の契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の管理に関する協定をいいます。公の施設の管理に関する協定とは、岐阜市の指定管理者制度に基づいて市が締結する協定をいいます。

(2) 市長等

市長及び公営企業管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条に規定する管理者をいいます。）をいいます。

公営企業管理者とは、岐阜市水道事業及び下水道事業管理者、岐阜市病院事業管理者をいいます。

(3) 事業者

市と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいいます。

(4) 下請負者等

下請、再委託など名前によらず、市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者をいいます。

また、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定に基づき、事業者又は上記に掲げる者の公契約に係る業務について労働者派遣を行う者をいいます。

(5) 事業者等

事業者及び下請負者等をいいます。

(6) 労働者

公契約に係る業務に従事する者であって、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者及びこれと同視すべきものと市長が認める者をいいます。

3. 岐阜市公契約条例の概要

第1条 目的

公契約に係る基本方針を定め、市及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的事項を定めることにより、市及び事業者等が一体となって公契約に関する制度の適正な運用を図り、良質な公共サービスが提供され、市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

第2条 定義

前述の「2. 岐阜市公契約条例の用語の定義」を参照してください。

第3条 基本方針

公契約は、その契約を履行することで提供されるサービス等が市民生活の水準の維持と向上に重要な意義を持っていることに照らし合わせ、次に掲げる事項を基本方針として、市と事業者のそれぞれの責務を果たすことを趣旨として、契約が締結及び履行されなければなりません。

- (1) 公契約の締結過程及びその内容の公正性及び透明性を確保するとともに、事業者間の公正な競争を促進すること。
- (2) 公契約の適正かつ適切な履行を確保すること。
- (3) 労働者の雇用の促進及び安定並びに障がい者等の就業機会の確保等に配慮すること。
- (4) 地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与すること。
- (5) 暴力団の関与を排除すること。
- (6) 労働基準法、最低賃金法、健康保険法、その他の労働、雇用及び社会保険に関する法令等を遵守すること。

第4条 市の責務

基本方針に基づき、公契約が市民生活の水準の維持及び向上に重要な意義を持ち、地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを考慮して、市民の理解及び信頼を得られるように、公契約に関して必要な施策を講じます。

第5条 事業者等の責務

- (1) 基本方針に基づき、公契約に関わる者であることを自覚し、公契約を適正かつ適切に履行し、市が行う公契約に関する施策に協力するよう努めてください。
- (2) 関係法令等を遵守し、労働者の適正な労働条件や安全衛生等労働環境を確保してください。
- (3) 繼続的な業務に関する公契約を締結した場合は、その業務に従事する労働者の雇用の安定に配慮し、その業務の質の維持及び継続性の確保に配慮してください。

第6条 予定価格の積算等

- (1) 市長等は、公契約の予定価格を定めるに当たり、公契約の適正かつ適切な履行を確保し、労働者の適正な労働環境が確保されるよう、市場の取引価格や国の公共工事に係る費用の積算に用いる単価、地域別最低賃金の額、社会経済情勢の変化等を総合的に考慮して適正に積算します。
- (2) 事業者は、公契約の申込みに係る価格を積算するに当たり、公契約の適正かつ適切な履行を確保し、労働者の適正な労働環境が確保されるよう、(1)で市長等が考慮することとしている事項を参考にして、適切に積算してください。

第7条 地域への貢献に対する取組等の評価

市長等は、地域社会の健全な発展のため、事業者による防災、災害復旧等に関する活動やその他地域社会の維持及び発展に対する貢献を公契約の締結に際して評価します。

第8条 公契約の締結

- (1) 適正かつ適切な履行が通常見込まれない金額での公契約の締結を防止するため、必要な施策を講じます。
- (2) 契約の内容、履行の難易等を踏まえて適切な契約期間を設けます。
- (3) 価格以外の多様な要素を考慮し、総合的に優れた内容の公契約を締結します。

第9条 計画的な発注

市長等は、公契約の発注に当たっては、事業者の経営の安定及び労働者の雇用の安定に配慮し、公契約の目的及び内容に応じて計画的に発注します。

第10条 市内事業者の活用

- (1) 市長等は、市内に事務所又は事業所を有する事業者の公契約の受注機会の確保に努めます。
- (2) 事業者等は、下請負者等を選定するとき、又は資材等を調達するときは、市内に事務所又は事業所を有する者を積極的に活用してください。

第11条 事業者等による下請負者等との契約

事業者等は下請負者等と公契約に係る業務の契約を締結するときは、下請負者等が適正な労働環境が確保できるよう、労務費その他経費の積算の内訳を明らかにし、下請負者等と対等な立場による合意に基づいて公正に契約を締結してください。

第12条 適正な支払

- (1) 市長等は、公契約の内容及び政府契約の支払い遅延防止等に関する法律等に基づき、適正に支払いを行います。
- (2) 事業者等は、下請代金支払遅延等防止法等を遵守し、公契約に係る下請負者等との契約に基づいた支払を適正に行ってください。

第13条 労働環境の確認等

低入札価格調査制度の調査の対象となった事業者と公契約を締結した場合などに、市長等は労働者の労働環境について確認を行うため、契約締結後、事業者に対し所定の様式にて報告を求めます。

詳しくは、後述「6. 労働環境報告書の作成・提出について」「8. 労働者への周知について」を参照してください。

第14条 労働者からの申出

労働者は、公契約に係る業務で労働環境がこの条例に定める事項に違反しているおそれがある場合は、市長等にその旨を申し出ることができます。

詳しくは、後述「9. 労働者からの申出について」を参照してください。

第15条 労働環境の改善等

市長等は、第13条の規定による労働環境の確認、又は第14条の規定による労働者からの申出に係る事実確認の結果、公契約に係る労働者の適正な労働環境が確保されていないと認めた場合は、事業者に対して改善の指導を行います。

事業者は、市長等から改善の指導を受けた場合、速やかに労働者の適正な労働環境を確保するための改善に努めるものとします。

第16条 事業者への措置

市長等は、事業者が関係法令等を遵守していないと認められる場合や、他の公契約に係る労働者の適正な労働環境が確保されていないと認める場合には、当該事業者に対して競争入札参加資格停止等の必要な措置をとります。

第17条 契約に定める事項

市長等と事業者は、公契約が各々の対等な立場における合意に基づくものとして、両者が協力してこの公契約条例の目的を達成するため、第13条から第16条までに規定する事項を契約に定めるものとします。

第18条 意見聴取

市長等は、公契約に関する様々な施策の適正な実施を図るため、必要に応じて、学識経験者や事業者、他の関係者の意見を聞くものとします。

第19条 取組状況の公表

市長等は、公契約に関する様々な施策の取組状況について、適宜公表するものとします。

4. 岐阜市公契約条例施行要綱の概要

第1条 趣旨

この要綱は、岐阜市公契約条例の施行に関して必要な事項を定めています。

第2条 労働環境の確認

低入札価格調査の対象となった公契約を締結した場合などに、規定により労働環境について確認をするため、契約締結後、速やかに事業者に労働環境報告書を提出していただき、その内容について適切に実施されているかを確認します。

第3条 労働環境の確認の掲示等

労働環境についての確認を受けた事業者は、提出した労働環境報告書に記載された事項などを、労働者に掲示、閲覧、交付するなどしてください。

第4条 労働者からの申出

労働者は、労働環境がこの条例に定める事項に違反しているおそれがある場合は、市長に労働環境申出書を提出することにより申出を行い、提出を受けた市長は事業者に対して、労働環境申出書に対する報告書の提出を求めます。

報告書の提出を受け詳細な調査が必要であると認める場合は、事業者に対して、資料の提出を求めます。

第5条 改善の指導等

労働環境について確認した結果、適正な労働環境が確保されていないと認めた場合は、労働環境の改善を求める通知書により、改善指導を行います。

また、改善指導を受けた事業者は、市長に労働環境改善報告書を提出していただきます。

第6条 事業者への措置

条例第16条に規定する労働者の適正な労働環境が確保されていないと認める場合は、次のとおりです。

- (1) 事業者において関係法令等が遵守されていないと認められる場合
- (2) 労働環境報告書、労働環境申出書に対する報告書もしくは労働環境改善報告書の内容に虚偽がある場合又はこれらの報告書を正当な理由なく提出しない等当該虚偽がある場合と同視し得る場合
- (3) 労働環境申出書に対して、市長が確認のために提出を求める資料の提出もしくは質問の回答の内容に虚偽がある場合又は正当な理由なくこれに応じない等当該虚偽がある場合と同視し得る場合
- (4) 上記以外で市長が特に措置が必要と認める場合

5. 岐阜市公契約条例の適用範囲

条例は、市が行う売買、賃貸、請負その他の契約及び指定管理協定に適用されます。

労働環境の確認等については、一部の公契約に限り適用されます。対象契約は、低入札価格調査制度の調査の対象となった事業者が契約締結する案件などになります。

ただし、労働環境の確認等については、令和2年7月1日以降に公告その他通知が行われる公契約から適用されます。

6. 労働環境報告書の作成・提出について

(条例第13条、施行要綱第2条)

低入札価格調査制度の調査の対象となった公契約を締結する場合及び令和3年7月以降に同調査の対象とならなかった場合であっても予定価格500万円以上の委託業務において契約金額が予定価格の80%未満のときには、労働者の労働環境について確認をするため、公契約締結後すみやかに別紙様式第1号にて労働環境報告書を作成し、提出してください。

労働環境報告書の作成には、以下の点に留意してください。

- ・労働環境の確認を求められた日現在の状況について記載してください。
- ・下請負者等が存在する場合は、下請負者等の労働環境の状況も含めて記載してください。
- ・労働環境の確認事項は関係法令上義務とされている内容になります。関係先に届出した書類の添付は必要ありませんが、法令遵守を徹底してください。
- ・労働環境報告書の内容に変更が生じた場合、速やかに変更後の労働環境報告書を提出してください。
- ・公契約の履行中に、労働環境報告書に基づき、労働環境について確認を行います。

7. 低入札価格調査制度について

低入札価格調査制度の調査の対象となった事業者と公契約を締結する場合に労働環境報告書の提出を求めますが、低入札価格調査制度は以下のとおりです。

(1) 工事

① 対象金額

予定価格 5, 000 万円以上の工事

② 調査基準価格

ア 土木系 5 工事（土木一式、とび・土工・コンクリート（解体工事を除く）、舗装、塗装及び造園）並びに鋼構造物並びに土木経費で積算する電気工事、電気通信工事及び機械器具設置工事

**(直接工事費 × 97% + 共通仮設費 × 90% + 現場管理費 × 90% +
一般管理費 × 68%) × 1.1**

(ただし、予定価格の 7.5 / 10 ~ 9.2 / 10 の範囲内)

イ それ以外の工事

**(直接工事費 × 9 / 10 × 97% + 共通仮設費 × 90% + (直接工事費 ×
1 / 10 + 現場管理費) × 90% + 一般管理費 × 68%) × 1.1**

(ただし、予定価格の 7.5 / 10 ~ 9.2 / 10 の範囲内)

(2) 委託業務

① 対象金額

予定価格 500 万円以上の委託業務

② 調査基準価格

ア 建設工事に係る委託業務

別表 1 に掲げる費用の合計額 × 1.1

(ただし、予定価格の 6 / 10 ~ 8.1 / 10、測量調査業務は 6 / 10 ~ 8.2 / 10、地質調査業務は 2 / 3 ~ 8.5 / 10 の範囲内)

イ その他委託業務

業務原価 × 80% × 1.1

(ただし、予定価格の 6 / 10 ~ 7 / 10 の範囲内、業務原価などの費用が明確でないものは予定価格の予定価格 × 0.6)

【別表1】

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10分の5を乗じて 得た額	—
建築コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に 10分の6を乗じて 得た額	諸経費の額に 10分の6を乗じて得 た額
建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9を乗じて 得た額	一般管理費等の額に 10分の5を乗じて得 た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額 に10分の9を 乗じて得た額	解析等調査業務費の 額に10分の8を乗じ て得た額	諸経費の額に 10分の5を乗じて得 た額
補償コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に 10分の9を乗じて得 た額	一般管理費等の額に 10分の5を乗じて得 た額

※工事監理業務は、建築コンサルタント業務の算定式を用いる。

この調査基準価格を下回り、失格判断基準を上回った場合について低入札価格調査を行います。

8. 労働者への周知について

(条例第13条第2項、施行要綱第3条)

労働環境について市長等の確認を受けた事業者は、当該確認の内容（労働環境報告書（別紙様式1号）に記載の内容）、その他以下の事項を記載した書面を労働者が業務に従事する場所等の見やすい場所に掲示、もしくは労働者の閲覧に供する、又は労働者に交付することが必要となります。

以下の事項のうち、条例の趣旨及び概要については、別紙「条例の趣旨及び概要（例）」を参考に作成し、労働者に掲示、閲覧、交付するなどしてください。

○労働者へ周知する事項

- (1) 公契約の名称
- (2) 次のアからセまでに掲げる事項で、労働環境報告書により市長に報告したもの
 - ア 労働者に対する書面による労働条件の明示の状況
 - イ 労働基準法第36条第1項に規定する時間外及び休日の労働に関する協定の届出の状況
 - ウ 就業規則の作成及び届出の状況
 - エ 労働者に対する就業規則の周知の状況
 - オ 労働者の労働時間の記録の状況
 - カ 労働者に対する休日及び年次有給休暇の付与の状況
 - キ 労働者に対する健康診断の実施の状況
 - ク 業務上の事由による災害の対策の状況
 - ケ 労働者災害補償保険労災保険の加入状況
 - コ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の加入及び届出の状況
 - サ 労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿の整備の状況
 - シ 労働者に対する賃金の支払の状況
 - ス 割増賃金の支払状況
 - セ 従事する労働者の最低の賃金単価
- (3) 条例の趣旨及び概要

9. 労働者からの申出について

(条例第14条第2項、施行要綱第4条)

労働者は、公契約に係る業務において、労働環境がこの条例に定める事項に違反しているおそれがある場合は、市の窓口にその旨を別紙様式第2号「労働環境申出書」にて申し出ることができます。

事業者等は、上記のような労働者からの申出をしたことを理由として、その労働者に対して不利益な扱いをしてはいけません。

市長等は、労働者からの申出を受理した場合は、事業者に対して、当該申出に係る事実について確認を行います。事業者は、別紙様式第3号「労働環境申出書に対する報告書」を市長等に提出します。

市長等は、申出の確認について、申出者の秘密を保持し、匿名を希望する申出者が特定されないように配慮します。

<参考>申出窓口（公契約の種類に応じて異なります。）

・岐阜市長が行う契約

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 岐阜市行政部契約課

電話：058-214-2951（直通） FAX：058-262-4471

メール：keiyaku@city.gifu.gifu.jp

※ただし、指定管理者制度による公の施設の管理に関する協定については下記

岐阜市財政部行財政改革課

電話：058-214-2069（直通） FAX：058-263-7144

メール：gyokaku@city.gifu.gifu.jp

・岐阜市水道事業及び下水道事業管理者が行う契約（指定管理を含む）

〒500-8156 岐阜市祈年町4丁目1番地

岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課

電話：058-259-7878（代表） FAX：058-259-7522

メール：sui-sei@city.gifu.gifu.jp

・岐阜市病院事業管理者が行う契約（指定管理を含む）

〒500-8513 岐阜市鹿島町7丁目1番地 岐阜市民病院 病院政策課

電話：058-251-1101（代表） FAX：058-252-1335

メール：byouin-sei@city.gifu.gifu.jp

10. 改善指導等

(条例第15条、施行要綱第5条)

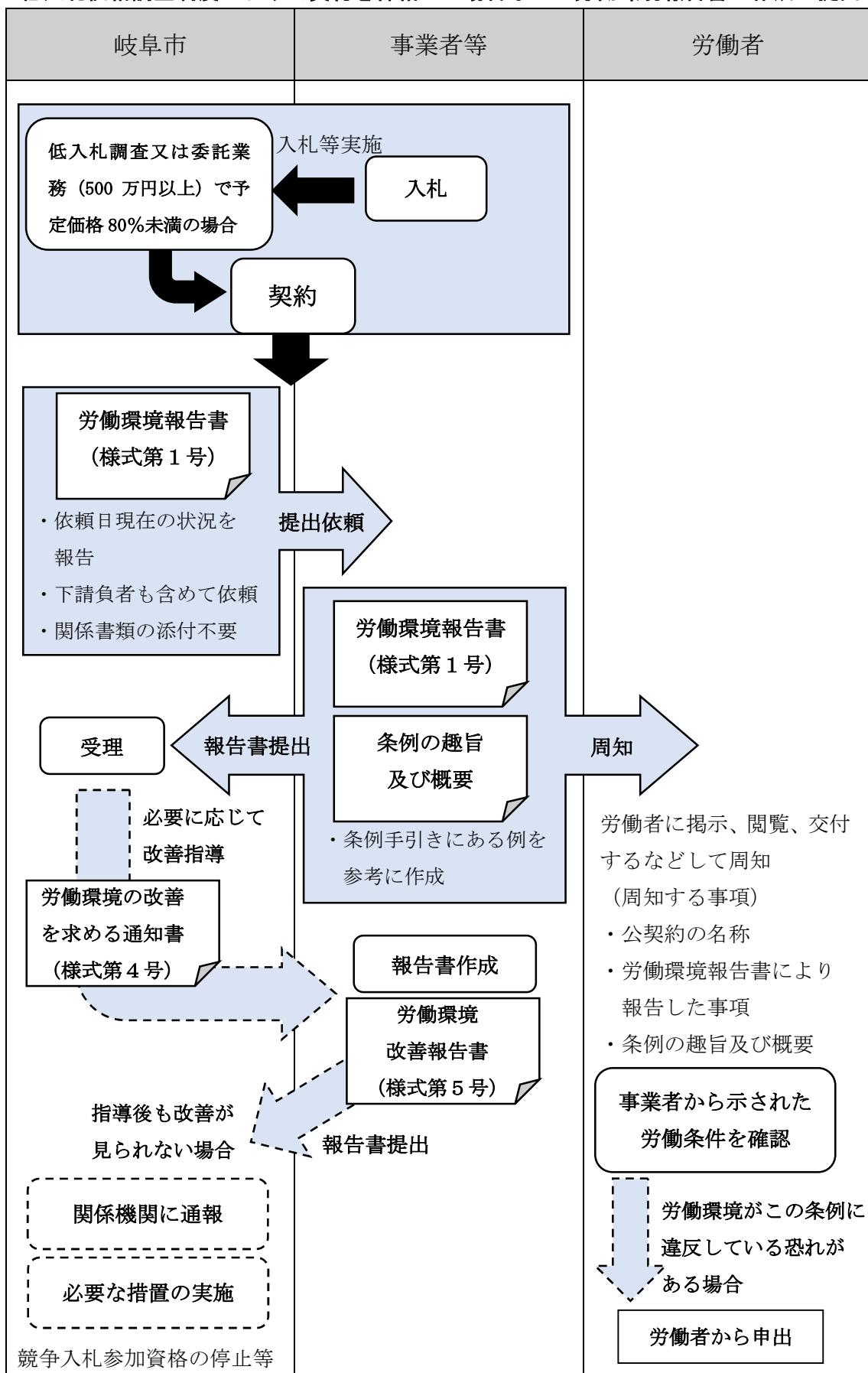
市長等は、前述の低入札価格調査制度の対象となった事業者などへの「労働環境報告書」の確認、又は「労働環境申出書に対する報告書」の確認の結果、公契約に係る労働者の適正な労働環境が確保されていないと認めた場合は、事業者に対して、別紙様式第4号「労働環境の改善を求める通知書」にて改善の指導を行います。

改善の指導を受けた事業者は、速やかに公契約に係る労働者の適正な労働環境を確保するための改善に努め、別紙様式第5号「労働環境改善報告書」にて、市長等に報告書の提出をしてください。

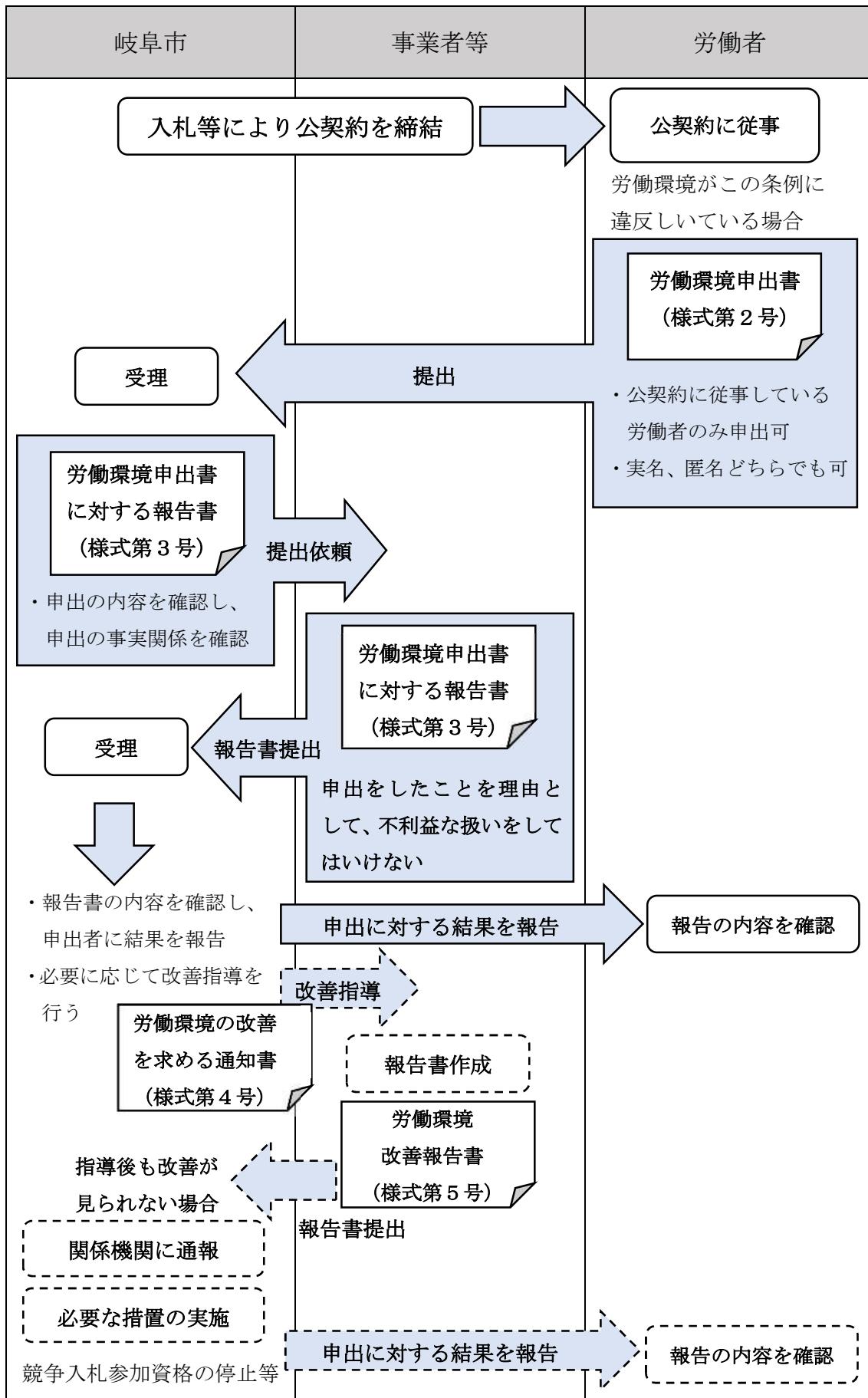
市長等は、改善指導を行ってもなお、事業者が関係法令の遵守をしていないと認められる場合や、労働環境報告書等の内容に虚偽がある場合、又は労働環境報告書を提出しない等、労働者の適正な労働環境が確保されていないと認めた場合は、当該事業者に対して、競争入札参加資格の停止等の必要な措置をとります。

資料

低入札価格調査制度により公契約を締結した場合などの労働環境報告書の作成・提出



労働者からの申出に関する手続きの流れ



このお仕事で働く方へ

工事（業務）名

は岐阜市が発注した事業（公契約）です。

良質な公共サービスが提供され、市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする
岐阜市公契約条例が適用されています。

条例には、以下の内容が含まれています

- ・事業者は、関係法令等を遵守し、労働者の適正な労働条件、安全衛生その他の労働環境を確保する
- ・事業者は、継続的な業務に関する公契約を締結した場合は、当該業務に従事する労働者の雇用の安定に配慮するよう努める
- ・下請負者等において適正な労働環境が確保されるよう、事業者は労務費等経費の積算の内訳を明らかにし、下請負者と対等な立場による合意に基づいた公正な契約を締結するよう努める
- ・事業者等は、下請代金支払遅延等防止法等を遵守して、下請負者等との契約に基づいた支払を適正に行う

その他条例の内容は岐阜市ホームページ

<https://www.city.gifu.lg.jp/business/nyuusatsu/1005640/1013502.html>



事業者から提示された労働環境に関する書類を確認し、ご自身の労働環境と相違がある場合や上記条例の内容に違反している場合は申出することができます。

申出先（※手引きP.13のとおり公契約の種類に応じて申出先は異なります）

岐阜市役所 契約課

所在地：〒500-8701 岐阜市司町40番地1 市庁舎11階

電話：058-214-2951（直通） FAX：058-262-4471

メール：keiyaku@city.gifu.gifu.jp

なお、申出をしたことを理由に、解雇・契約の解除等の不利益な取り扱いをしないよう条例で定めています。

様式及び記入例

様式第1号（第2条関係）

労働環境報告書

年　月　日

(あて先) 岐阜市長

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(担当者・連絡先)

岐阜市公契約条例第13条第1項の規定により、下記の公契約に係る労働者の労働環境について報告します。

なお、当該公契約の履行に当たっては、労働基準法等関係法令を遵守するとともに、下記の事項について事実と相違ないことを誓約します。

契約番号	
契約名称	
契約期間	
常時雇用する労働者の数	

労働環境に関する事項（関係法令上義務とされるもので、改善指導の対象となります。）

区分	項目	確認欄
労働条件	① 労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他労働条件を書面で明示していますか。	はい・いいえ
	② 労働基準法第36条に基づく時間外及び休日労働に関する労使協定（36協定）を労働基準監督署に届け出ていますか。また、限度時間は、守られていますか。 ※時間外及び休日労働を行う場合、作成及び提出が必要です。	はい・いいえ 適用除外
	③ 就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていますか。	はい・いいえ
	④ 就業規則を作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付する等、労働者に適切に周知していますか。 ※就業規則は、掲示又は書面の交付等により労働者に周知しなければなりません。	はい・いいえ 適用除外
	⑤ 労働者が働いた実際の労働時間（始業・就業時刻）を適正に把握し、記録していますか。	はい・いいえ
労働時間	⑥ 労働者に対し、適切に休日及び年次有給休暇を付与していますか。	はい・いいえ
	⑦ 労働者に対し、医師による健康診断を実施していますか。	はい・いいえ
安全衛生	⑧ 事故報告書等の記録、報告等、業務災害への対策状況は、適正ですか。	はい・いいえ
	⑨ 労災保険への加入等の手続は、適正ですか。	はい・いいえ
各種保険	⑩ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等への加入・届出の手續は、適正ですか。 ※雇用保険は労働者を雇用する事業者が、健康保険及び厚生年金保険は常時5人以上の労働者を使用する事業者が対象となります。	はい・いいえ 適用除外
法定帳簿	⑪ 法定3帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）が整理されていますか。	はい・いいえ
賃金	⑫ 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払っていますか。	はい・いいえ
	⑬ 時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金は、適正に支払っていますか。	はい・いいえ
	⑭ 上記の公契約に従事する労働者で最も低い労働賃金単価は、いくらですか。	時間額 円

【記入例】

様式第1号（第2条関係）

勞働環境報告書

令和〇年〇月〇日

(あて先) 岐阜市長

所在地

岐阜市司町40番地1

商号又は名称

株式会社 岐阜ヤクショ

代表者職氏名

岐阜 花子

(担当者・連絡先)

役所 太郎・058-265-4141

岐阜市公契約条例第13条第1項の規定により、下記の公契約に係る労働者の労働環境について報告します。

なお、当実と相違ない場合は、労働基準法等関係法令を遵守するとともに、下記の事項について事実と相違ない契約書に記載の内容を記入ください。

契約書に記載の内容を ご記入ください

契約番号	9999
契約名称	岐阜市〇〇業務委託
契約期間	令和〇年〇月〇日～令和〇年〇月〇日
常時雇用する労働者の数	〇〇人

①～⑯までの項目について、該当する項目は「はい」又は「いいえ」に○を、該当しない項目は「適用除外」に○をご記入ください。

ので 改善指導の対象となります。)

項目は「適用除外」に○をご記入ください。		（ア）～（シ）で、改善指導の対象となります。）	項目	確認欄
労働条件	①	労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他労働条件を書面で明示していますか。		はい・いいえ
	②	労働基準法第36条に基づく時間外及び休日労働に関する労使協定（36協定）を労働基準監督署に届け出ていますか。また、限度時間は、守られていますか。 ※時間外及び休日労働を行う場合、作成及び提出が必要です。		はい・いいえ 適用除外
	③	就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていますか。 ※常時10人以上の労働者を使用する使用者は、作成及び届出が必要です。		はい・いいえ 適用除外
	④	就業規則を作業場の見やすい場所に掲示し、若しくは備え付け、又は書面を交付する等、労働者に適切に周知していますか。 ※就業規則は、掲示又は書面の交付等により労働者に周知しなければなりません。		はい・いいえ 適用除外
	⑤	労働者が働いた実際の労働時間（始業・就業時刻）を適正に把握し、記録していますか。		はい・いいえ
	⑥	労働者に対し、適切に休日及び年次有給休暇を付与していますか。		はい・いいえ
	⑦	労働者に対し、医師による健康診断を実施していますか。		はい・いいえ
	⑧	事故報告書等の記録、報告等、業務災害への対策状況は、適正ですか。		はい・いいえ
	⑨	労災保険への加入等の手続は、適正ですか。		はい・いいえ
	⑩	雇用保険、健康保険、厚生年金保険等への加入・届出の手續は、適正ですか。 ※雇用保険は労働者を雇用する事業者が、健康保険及び厚生年金保険は常時5人以上の労働者を使用する事業者が対象となります。		はい・いいえ 適用除外
法定帳簿	⑪	法定3帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）が整理されていますか。		はい・いいえ
賃金	⑫	賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を、毎月1回以上、一定の期日を定めて支払っていますか。		はい・いいえ
	⑬	時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金は、適正に支払っていますか。		はい・いいえ
	⑭	上記の公契約に従事する労働者で最も低い労働賃金単価は、いくらですか。		時間額○○○円

様式第2号（第4条関係）

労働環境申出書

年　月　日

（あて先）岐阜市長

住　所
氏　名
電話番号

私が勤務（する・していた）事業所等の労働環境については、岐阜市公契約条例に定める事項に違反すると思われる所以、同条例第14条の規定により下記のとおり申し出ます。

記

雇用事業者名	
公契約の 契約番号及び名称	
公契約従事期間	年　月　日から　　年　月　日まで
申出内容の事実確認	<input type="checkbox"/> 実名を公表した事実確認を希望する。 <input type="checkbox"/> 匿名による事実確認を希望する。
申出内容	

様式第3号（第4条関係）

労働環境申出書に対する報告書

年　月　日

（あて先）岐阜市長

工事・契約（協定）名
契 約 番 号
所 在 地
商号又は名称
代表者職・氏名
担当者・連絡先

弊社が雇用（する・していた）労働者からの公契約に係る労働環境についての申出に対し、下記のとおり事實を報告します。

なお、当該労働者に対しては、岐阜市公契約条例第14条第2項の規定に基づき、当該申出があつたことを理由に不利益な取扱いを行わないことを誓約します。

記

調査事項	
報告内容	

様式第4号（第5条関係）

岐阜市 第 号
年 月 日

労働環境の改善を求める通知書

様

岐 阜 市 長

印

下記の公契約に係る労働環境を確認したところ、不適正な事項が確認されました。
つきましては、岐阜市公契約条例第15条第1項の規定により、下記の公契約に係る労働者の労働環境の改善を求めるので、その改善に努め、改善の内容を 年 月
日までに、労働環境改善報告書（様式第5号）により報告してください。

記

公契約の契約番号 及 び 名 称	
改善を求める内容	

様式第5号（第5条関係）

労働環境改善報告書

年　月　日

（あて先）岐阜市長

所 在 地

商号又は名称

代表者職・氏名

担当者・連絡先

年　月　日付け岐阜市　第　号で通知がありました労働者の労働環境の改善について、下記のとおり改善を行いましたので、岐阜市公契約条例第15条第2項の規定により報告します。

記

公 契 約 の 契約番号及び名称	
改 善 内 容	
改 善 日	

条例・施行要綱

岐阜市公契約条例

令和2年3月30日
条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、公契約に係る基本方針を定め、市及び事業者等の責務を明らかにするとともに、公契約に関する基本的事項を定めることにより、市及び事業者等が一体となって公契約に関する制度の適正な運用を図り、もって良質な公共サービスが提供され、市民が豊かで安心して暮らすことができる地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公契約 市が行う売買、賃貸、請負その他の契約及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の管理に関する協定をいう。
- (2) 市長等 市長及び公営企業管理者（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条に規定する管理者をいう。）をいう。
- (3) 事業者 市と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。
- (4) 下請負者等 次に掲げる者をいう。
 - ア 下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、市以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負う者
 - イ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定に基づき、事業者又はアに掲げる者の公契約に係る業務において労働者派遣を行う者
- (5) 事業者等 事業者及び下請負者等をいう。
- (6) 労働者 公契約に係る業務に従事する者であつて、労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者及びこれと同視すべきものと市長が認める者をいう。

(基本方針)

第3条 公契約は、その履行により提供されるサービス等が市民生活の水準の維持及び向上に重要な意義を有することに鑑み、次に掲げる事項を基本方針として、市及び事業者等がそれぞれの責務を果たすことを旨として締結され、及び履行されなければならない。

- (1) 公契約を締結する過程及びその内容の公正性及び透明性を確保するとともに、事業者間の公正な競争を促進すること。

- (2) 公契約の適正かつ適切な履行を確保すること。
- (3) 労働者の雇用の促進及び安定並びに障害者等の就業機会の確保等に配慮すること。
- (4) 地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与すること。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）の関与を排除すること。
- (6) 労働基準法、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、健康保険法（大正11年法律第70号）その他の労働、雇用及び社会保険に関する法令等（以下「関係法令等」という。）を遵守すること。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、公契約が市民生活の水準の維持及び向上に重要な意義を有し、地域社会及び地域経済の健全な発展に寄与することに鑑み市民の理解及び信頼を得られるようにして、公契約に関して必要な施策を講じなければならない。

（事業者等の責務）

第5条 事業者等は、基本方針に基づき、公契約に関わる者であることを自覚し、公契約を適正かつ適切に履行するとともに、市が行う公契約に関する施策に協力するよう努めなければならない。

- 2 事業者等は、関係法令等を遵守し、労働者の適正な労働条件、安全衛生その他の労働環境（以下「労働環境」という。）を確保しなければならない。
- 3 事業者にあっては、継続的な業務に関する公契約を締結した場合は、当該業務に従事する労働者の雇用の安定に配慮するよう努めるとともに、当該業務の質の維持及び継続性の確保にも配慮するよう努めなければならない。

（予定価格の積算等）

第6条 市長等は、公契約において予定価格を定めるに当たっては、公契約の適正かつ適切な履行を確保するとともに、労働者の適正な労働環境が確保されるよう、当該公契約に係る市場における取引価格、国が公共工事、建築保全業務等に係る費用を積算するために用いる単価等、最低賃金法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額のほか、社会経済情勢の変化等を総合的に考慮して、適正に積算しなければならない。

- 2 事業者は、公契約の申込みに係る価格を算出するに当たっては、公契約の適正かつ適切な履行を確保するとともに、労働者の適正な労働環境が確保されるよう、前項の規定において市長等が考慮することとされた事項を参考にして、適切に積算するよう努めなければならない。

（地域への貢献に対する取組等の評価）

第7条 市長等は、地域社会の健全な発展に寄与するため、事業者による防災、災害復旧等に

に関する活動その他の地域社会の維持及び発展に対する貢献等を公契約の締結に際して評価するよう努めなければならない。

(公契約の締結)

第8条 市長等は、次に掲げる事項に留意し、適正かつ適切に公契約を締結しなければならない。

- (1) 契約金の額によっては適正かつ適切な履行が通常見込まれない公契約の締結を防止するため、必要な施策を講じること。
- (2) 契約の内容、履行の難易等を踏まえた適切な契約期間を設けること。
- (3) 価格以外の多様な要素を考慮することにより、総合的に優れた内容の公契約を締結すること。

(計画的な発注)

第9条 市長等は、公契約の発注に当たっては、事業者の経営の安定及び労働者の雇用の安定に配慮し、公契約の目的及び内容に応じて計画的に発注しなければならない。

(市内事業者の活用)

第10条 市長等は、地域経済の健全な発展に寄与するため、市内に事務所又は事業所を有する事業者の公契約の受注機会の確保に努めなければならない。

2 事業者等は、下請負者等を選定し、又は資材等を調達するに当たっては、地域経済の健全な発展に寄与するため、市内に事務所又は事業所を有する者を積極的に活用するよう努めなければならない。

(事業者等による下請負者等との契約)

第11条 事業者等は、下請負者等と公契約に係る業務に関して契約を締結するに当たっては、下請負者等において適正な労働環境が確保されるよう、労務費その他の経費の積算の内訳を明らかにし、下請負者等と対等な立場による合意に基づいた公正な契約を締結するよう努めなければならない。

(適正な支払)

第12条 市長等は、事業者の経営の安定及び労働者に対する適正な賃金の支払に資するため、公契約の内容及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）等に基づき、適正に支払を行わなければならない。

2 事業者等は、労働者の雇用の安定及び労働者に対する適正な賃金の支払に資するため、下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）等を遵守して、公契約に係る下請負者等との契約に基づいた支払を適正に行わなければならない。

(労働環境の確認等)

第13条 市長等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき行う公契約の内容に適合した履行が

されないおそれ等がないかどうかの調査の対象となった事業者と公契約を締結した場合その他の公契約の適正かつ適切な履行を確保するために労働者の労働環境について確認する必要があると認める場合は、契約後速やかに当該事業者に対して労働環境についての確認を行うものとする。

- 2 前項の規定により労働環境についての確認を受けた事業者は、当該確認の内容その他の市長等が別に定める事項を記載した書面を、労働者が業務に従事する場所等の見やすい場所に掲示し、若しくは労働者の閲覧に供し、又は労働者に交付するものとする。

(労働者からの申出)

第14条 労働者は、公契約に係る業務において、労働環境がこの条例に定める事項に違反しているおそれがある場合は、市長等にその旨を申し出ることができる。

- 2 事業者等は、労働者が前項の規定による申出（以下「労働者からの申出」という。）をしたことを理由として、当該労働者に対して、不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 市長等は、労働者からの申出を受け付けるための窓口を設置するものとする。
- 4 市長等は、労働者からの申出を受理した場合は、事業者に対して、当該申出に係る事実について確認を行うものとする。

(労働環境の改善等)

第15条 市長等は、第13条第1項の規定による労働環境についての確認又は前条第4項の規定による申出に係る事実についての確認の結果、公契約に係る労働者の適正な労働環境が確保されていないと認めた場合は、事業者に対して、改善の指導をするものとする。

- 2 事業者は、前項の規定により改善の指導を受けた場合は、速やかに公契約に係る労働者の適正な労働環境を確保するための改善に努めるものとする。

(事業者への措置)

第16条 市長等は、事業者が関係法令等を遵守していないと認められる場合その他の公契約に係る労働者の適正な労働環境が確保されていないと認める場合は、当該事業者に対して、競争入札参加資格の停止等の必要な措置をとるものとする。

(契約に定める事項)

第17条 市長等及び事業者は、公契約が各々の対等な立場における合意に基づくものとして、両者が協力してこの条例の目的を達成するため、前4条に規定する事項を契約に定めるものとする。

(意見聴取)

第18条 市長等は、公契約に関する施策の適正な実施を図るため、必要に応じ、学識経験者、事業者その他関係者の意見を聞くものとする。

(取組状況の公表)

第19条 市長等は、公契約に関する施策の取組状況について、適宜公表するものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第13条から第17条までの規定は、同年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 第13条から第17条までの規定は、これらの規定の施行の日以後において公告その他の公契約の申込みの誘引が行われる公契約について適用する。

岐阜市公契約条例施行要綱

令和2年3月26日決裁

令和3年3月 5日改正

令和3年3月29日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜市公契約条例（令和2年岐阜市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(労働環境について確認する必要がある場合)

第1条の2 条例第13条第1項に規定する公契約の適正かつ適切な履行を確保するために労働者の労働環境について確認する必要があると認める場合は、予定価格500万円以上の委託業務の契約について、予定価格に10分の8を乗じて得た額に満たない価格で公契約を締結した場合とする。

(労働環境の確認)

第2条 条例第13条第1項の規定による労働環境についての確認（以下「労働環境の確認」という。）は、公契約締結後、速やかに事業者に労働環境報告書（様式第1号）を提出させることにより行うものとする。

- 2 労働環境報告書には、市長から労働環境の確認を求められた日現在の状況について記載するものとする。
- 3 事業者は、労働環境報告書の内容に変更が生じたときは、速やかに変更後の労働環境報告書を提出するものとする。
- 4 労働環境の確認を行う公契約に関し下請負者等が存在する場合は、事業者は、当該下請負者等の労働環境の状況についても労働環境報告書に記載するものとする。
- 5 市長は、公契約の履行中に、労働環境報告書の内容について適切に実施されているか確認するものとする。

(労働環境の確認の掲示等)

第3条 条例第13条第2項に規定する市長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公契約の名称
- (2) 次のアからセまでに掲げる事項で、労働環境報告書により市長に報告したもの
 - ア 労働者に対する書面による労働条件の明示の状況
 - イ 労働基準法（昭和22年法律第49号）第36条第1項に規定する時間外及び休日の労働に関する協定の届出の状況
 - ウ 就業規則の作成及び届出の状況
 - エ 労働者に対する就業規則の周知の状況
 - オ 労働者の労働時間の記録の状況

- カ 労働者に対する休日及び年次有給休暇の付与の状況
- キ 労働者に対する健康診断の実施の状況
- ク 業務上の事由による災害の対策の状況
- ケ 労働者災害補償保険労災保険の加入の状況
- コ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の加入及び届出の状況
- サ 労働者名簿、賃金台帳及び出勤簿の整備の状況
- シ 労働者に対する賃金の支払の状況
- ス 割増賃金の支払の状況
- セ 従事する労働者の最低の賃金単価

(3) 条例の趣旨及び概要

(労働者からの申出)

第4条 条例第14条第1項の規定による申出は、労働環境申出書（様式第2号）により行うものとする。

- 2 条例第14条第4項の規定による確認（以下「申出の確認」という。）は、事業者が労働環境申出書に対する報告書（様式第3号）を市長に提出することにより行うものとする。
- 3 市長は、申出の確認に当たり詳細な調査が必要であると認める場合は、事業者に対して、資料の提出を求め、又は質問をするものとする。
- 4 申出の確認に当たっては、申出者の秘密を保持するとともに、匿名を希望する申出者が特定されないように十分に配慮しなければならない。

(改善の指導等)

第5条 条例第15条第1項の規定による改善の指導（以下「改善指導」という。）は、労働環境の改善を求める通知書（様式第4号）により行うものとする。

- 2 改善指導を受けた事業者は、条例第15条第2項の規定により行った改善の内容について労働環境改善報告書（様式第5号）により市長に報告するものとする。

(事業者への措置)

第6条 条例第16条に規定する労働者の適正な労働環境が確保されていないと認める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 事業者において関係法令等が遵守されていないと認められる場合
 - (2) 労働環境報告書、労働環境申出書に対する報告書若しくは労働環境改善報告書の内容に虚偽がある場合又はこれらの報告書を正当な理由なく提出しない等当該虚偽がある場合と同視し得る場合
 - (3) 第4条第3項の規定による資料の提出若しくは質問の回答の内容に虚偽がある場合又は正当な理由なくこれに応じない等当該虚偽がある場合と同視し得る場合
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に措置が必要であると認める場合
- (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行し、同日以後において公告その他の公契約の申込みの誘引が行われる公契約について適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により作成されている用紙は、この要綱の規定にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の岐阜市公契約条例施行要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告その他の公契約の申込みの誘引（以下「申込みの誘引」という。）が行われる公契約について適用するものとし、同日前に申込みの誘引が行われる公契約については、なお従前の例による。